

事業者の
皆様へ

子育てしやすい 職場づくり、

出産後の復職に取り組む 企業を応援します

20万円
または
10万円、40万円

労働者が出産後も離職することなく
仕事と子育てを両立して働き続けることができる
職場環境の整備を促進します。



子育てしやすい職場づくり奨励金

子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組む、中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

奨励金

令和3年3月31日までの申請について

20万円 | 上限額
(1制度導入) | 40万円

出産後職場復帰奨励金

出産後の復職に取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合労働者数に応じて新制度が適用されます

奨励金

労働者数に応じて

10万円、20万円

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合、旧制度が適用されます

奨励金

休業期間に応じて

10万円、20万円、40万円

※詳しくは裏面をご覧ください。

詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、どなたでもお気軽にお問い合わせください

または

松江商工会議所
TEL **0852-25-2556**

島根県商工会連合会本所
TEL **0852-21-0651**

島根県商工会連合会石見事務所
TEL **0855-22-3590**

対象事業者

島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）

「中小・小規模事業者等」とは

資本金または常時雇用する労働者数のどちらかが、下記条件にあてはまる方です。

（資本金をもたない事業者〈個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、労働組合、共同組合、協業組合、特例非営利活動法人など〉は、常時雇用する労働者数のみで判断します）

主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

「主たる事業」の具体的な内容は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第402号）の業種区分によります。詳しくは島根県女性活躍推進課のホームページをご覧ください。



NEW 子育てしやすい職場づくり奨励金

支給要件

- 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所（本支店、営業所等）
（例）サービス業の会社（従業員数100人）のA事業所（40人）は対象、B事業所（60人）は対象外となります
- 次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、令和2年度内に一定の利用実績があること
- ア 時間単位の有給休暇制度
- イ 短時間勤務制度（3歳未満を除く）【代替制度：フレックスタイム制度、始業就業時刻の繰上げ繰下げ】（対象）小学6年以下の子どもがいる労働者（性別は問いません）

事業者への支給額

令和3年3月31日までの申請について
20万円／1制度導入 上限額：40万円 ※1事業所につき支給要件のア、イそれぞれ1回限り

出産後職場復帰奨励金

〈令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合〉

支給要件

- 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所（本支店、営業所等）
（例）サービス業の会社（従業員数100人）のA事業所（40人）は対象、B事業所（60人）は対象外となります
- 育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- 労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- 労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

事業者への支給額

- ①労働者30人未満の事業所
20万円／人（新規支給事業所の1人目のみ）
10万円／人（上記以外）
- ②労働者30人以上50人未満の事業所
10万円／人

〈令和2年3月31日までに産前休業の取得を開始した場合〉

支給要件

- 労働者数50人未満の、島根県内の事業者（本支店、営業所等）
（例）サービス業の会社（従業員数100人）のA事業所（40人）は対象、B事業所（60人）は対象外となります
- 産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- 労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- 労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

事業者への支給額

- 出産後復職した労働者の休業期間が
- ①育児休業17ヶ月以上 40万円／人
 - ②育児休業3ヶ月以上17ヶ月未満 20万円／人
 - ③育児休業3ヶ月未満または産休のみ 10万円／人

詳細は島根県女性活躍推進課のホームページをご覧ください。



発行／島根県政策企画局女性活躍推進課
TEL 0852-22-5245